

資料 4

建築・都市整備・道路委員会 令和元年12月13日 道路局

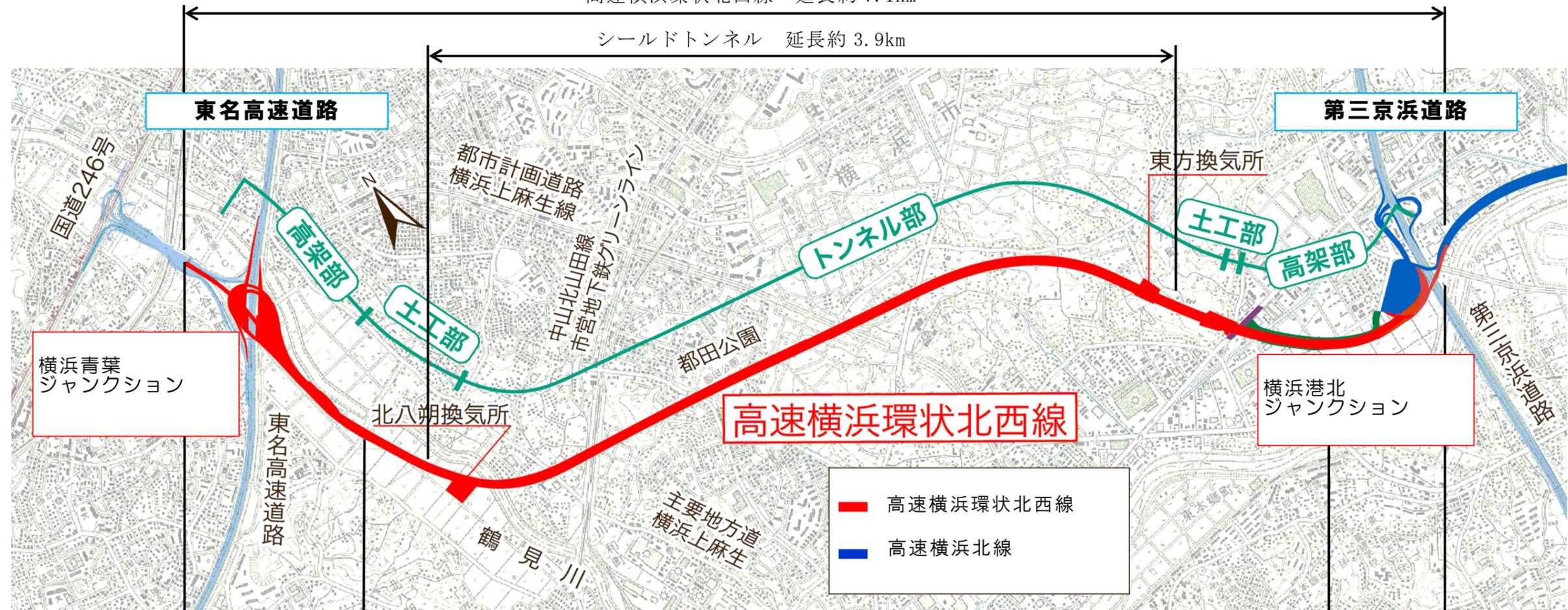
高速横浜環状北西線の議案に関する参考資料

- 市第 108 号議案 高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事委託契約の変更
- 市第 109 号議案 高速横浜環状北西線設備工事委託契約の変更

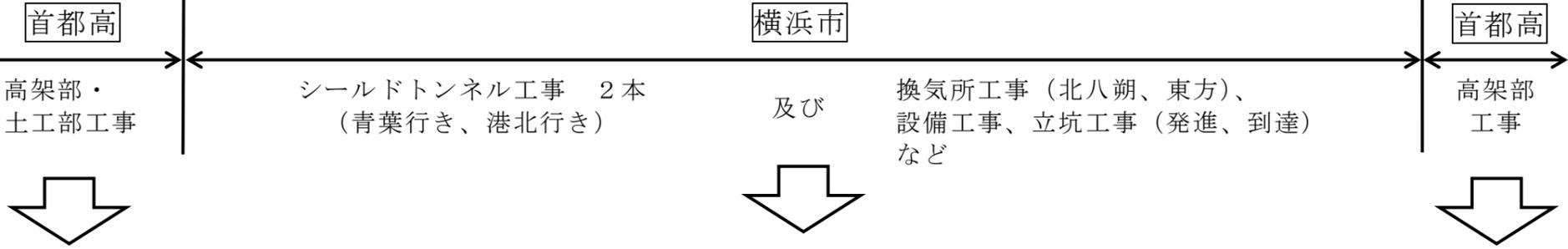
施行区分図

高速横浜環状北西線 延長約 7.1km

シールドトンネル 延長約 3.9km



施行区分
及び
主な工事



工事の
受託・委託

(主な理由)

横浜市が一部工事を受託

- 地域住民とのきめ細かい調整が可能となり、工事の円滑化を図る
- 市内企業の受注機会の拡大を図る

・シールドトンネル工事 1本 (今回変更 市第 108号議案)
・設備工事 (今回変更 市第 109号議案)
・立坑内部構築工事を首都高へ委託

○首都高の技術や経験を活用することにより、工程遅延リスクの低減や工事の安全性のより一層の向上を図る

横浜市が一部工事を受託

- 地域住民とのきめ細かい調整が可能となり、工事の円滑化を図る
- 市内企業の受注機会の拡大を図る

市第 108 号議案

高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事委託契約の変更

1 趣旨

高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事委託契約の契約金額を変更します。

2 変更の概要

コスト縮減及び設計の精査に伴う変更により、契約金額を減額します。

【変更前】 45,651,600,000 円

【変更後】 43,649,607,857 円 (2,001,992,143 円の減額)

変更内容	金額
(1) コスト縮減及び設計の精査に伴う変更 ア 建設発生土の関連工事等への活用及び処分先の一部変更	▲約 17 億円 (▲約 17 億円)
(2) 首都高速道路株式会社が行う別途工事で施工 ア トンネル内側壁部の塗装 (延長約 3.9km) イ 道路下安全空間の管理用フェンス (延長約 3.9km)	▲約 3 億円 (▲約 2 億円) (▲約 1 億円)
計	▲約 20 億円

3 参考

〈契約概要〉

平成 26 年 6 月 3 日原案可決

委託工事名 高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事

委託工事概要 シールド工 一式

履行場所 緑区北八朔町 218 番地の 4 から都筑区東方町 660 番地の 1 まで

契約金額 45,651,600,000 円

履行期限 平成 31 年 3 月 31 日

契約の相手方 首都高速道路株式会社

平成 29 年 3 月 24 日一部変更議決 (履行期限のみ変更)

履行期限 平成 31 年 12 月 27 日

裏面有り

市第 109 号議案

高速横浜環状北西線設備工事委託契約の変更

1 趣旨

高速横浜環状北西線設備工事委託契約の契約金額を変更します。

2 変更の概要

コスト縮減及び設計の精査に伴う変更により、契約金額を減額します。

【変更前】 25,254,720,000 円

【変更後】 21,254,260,070 円 (4,000,459,930 円の減額)

変更内容	金額
(1) コスト縮減及び設計の精査に伴う変更	▲約 30 億円
ア 学識経験者委員会の検討を踏まえ、施設配置を安全かつ経済的、効率的に最適化	
(ア) トンネル内換気施設(ジェットファン)の基数の変更 (40 基⇒32 基)	(▲約 6 億円)
(イ) トンネル内非常用出口の箇所数の変更 (82 箇所⇒49 箇所)	(▲約 9 億円)
イ 配管・配線の設置位置をトンネル上部から下部へ変更することに伴う仕様の 変更及び施工方法の簡素化	(▲約 10 億円)
ウ 管理設備の消費電力の精査に伴う受電設備の集約化 (2 箇所⇒1 箇所)	(▲約 7 億円)
エ 関係機関との協議に伴い、周辺道路利用者への情報提供の確実性を確保する ため、文字情報板の箇所数を変更 (6 箇所⇒10 箇所)	(約 2 億円)
(2) 首都高速道路株式会社が行う別途工事で施工	▲約 10 億円
ア 消防隊進入路 (33 箇所)	(▲約 8 億円)
イ 立坑部非常用エレベーター (2 箇所)	(▲約 2 億円)
計	▲約 40 億円

3 参考

〈契約概要〉

平成 28 年 6 月 3 日原案可決

委託工事名 高速横浜環状北西線設備工事

委託工事概要 換気設備工事 一式、防災設備工事 一式、照明通信設備工事 一式

履行場所 青葉区下谷本町 35 番地の 27 から都筑区川向町 697 番地の 7 まで

契約金額 25,254,720,000 円

履行期限 平成 32 年 3 月 31 日

契約の相手方 首都高速道路株式会社